

## 第5編 登録国債に関する請求・届出の取次ぎ事務 (国債代理店事務)

登録国債に関する各種の請求・届出・通知（いずれも登録国債の元利払に関連する事項の変更等に伴うものに限る。）ごとの必要書類を一表にまとめて示すとともに、その取扱要領を一項目にまとめて定めている。

なお、これらの請求等は業務局に集中して一括処理するため、国債代理店は取次ぎ事務として所定の必要書類を提出させ、これを業務局へ送付することとなる。